

令和6年度第3回船橋警察署協議会

- 1 開催日
令和6年12月18日（水曜日）
- 2 開催場所
船橋警察署
- 3 出席者
(1) 協議会側 10人
(2) 警察署側 署長以下12人
- 4 業務報告
副署長
災害時における警察業務の紹介「記憶の継承」
- 5 警察署からの諮問事項
なし
- 6 委員からの意見・要望等

【質疑】自転車利用時における違反について

自転車運転時、何らかの違反により赤切符処理を受けた場合、自動車運転免許の点数等に影響はあるのか。

【回答】自転車の違反には点数制度はありませんので、自動車運転免許の点数に影響はありません。

現在、自転車の違反に対しては、「反則金を納めれば事件として送致されない」という青切符処理、つまり、交通反則通告制度が適用されていませんので、自転車の違反はすべて赤切符により送致されます。

自転車の運転者が信号無視や一時不停止などの危険行為を繰り返し、3年以内に2回以上取締りを受けた場合は、運転免許の有無に関係なく、「自転車運転者講習」の受講を命じられることとなります。

【質疑】自転車通行帯の走行方法について

北本町地先の車道に自転車通行帯を示す青線が引かれているが、丁字路交差点内にも引かれているため、青線に従って走行すると右折を促されているような気がする。また、そのまま進行した場合、目の前の信号は赤信号なので停止せずに進行して良いのか分からない。

【回答】北本町地先の丁字路交差点には、ご質問のとおり車道に青い矢印線「矢羽根（やはね）型路面標示」が引かれています。

自転車で交差点を右折する場合、自動車のように交差点内通過するような右折はできず、二段階右折をしなければなりません。

青い矢印に従い、そのまま右折しようという感覚が起きやすいと思いますが、自転車は二段階右折をしなければなりませんので、まず最初に交差点を横断し、待避所等若しくはそれに準ずる場所に停止、その後、停止場所から進行方向の信号が青に切り替わってから進んでください。

【質疑】自転車通行帯について

交差点内にも矢羽根型路面標示の青色矢印が引かれてても良いのか。

【回答】「矢羽根型路面標示」は、警察が交通規制のために表示する規制表示と異なり、法定外表示と呼ばれるもので道路管理者が整備しているものとなります。同標示は自転車の通行位置と方向を明示する目安的なものであり、交差点内に表示されていても問題はありません。

【要望】自転車利用の安全講話の実施要望について

補助席に未就学児を乗せて右側通行する自転車利用者が多いことから、幼稚園や保育園で保護者向けの自転車利用の安全講話を実施して欲しい。

【回答】現在まで、当署における保護者対象の交通安全講話の実績は確認できておりませんので、市の担当者と連携し、幼稚園、保育園が協力可能かなどを確認した上で、今後、実施する方向で検討させていただきます。また、安全講話又は講話に代わる広報啓発物の配布なども検討いたします。

【意見】不審な業者への対応について

リフォーム、不用品回収を名乗る不審な業者が自宅に来たことがあるが、現在の犯罪情勢を考えると恐ろしいことであった。これからは、より一層注意しなくてはならない。

【回答】不審者や不審な業者が自宅等に訪れた際の対応方法についてですが、

1 点目、安易に対面で応対をせず、自宅をしっかりと施錠した上でインターホン越しに対応するなど、可能な限り相手と対面をしないこと

2 点目、相手の話が少しでもおかしい、若しくは必要がないと感じたら、即座に断ること

3 点目、不審な業者等は、家族構成、収入、居住年月日等の個人情報を聞かれても絶対に話さないこと

また、不審な業者等が自宅前に留まっていたり、危険だと思った場合は迷わず110番通報をしてください。我々もパトロールを強化するなどして、凶悪犯罪が発生させないように努めます。

【意見】詐欺被害防止に関する意見

各種詐欺事件と関係している電話番号リストを作成し、市民に公表することができるのであれば、詐欺被害防止に役立つのではないかと。

【回答】犯人グループが使用している電話番号を公表できれば、抑止効果が期待できると思いますが、現時点では

- ・警察が入手した犯人の電話番号は捜査情報となり、個別の法律によって公表が規制されている

- ・相談等で入手した情報には正確ではない情報も多く、万が一、無関係な方の電話番号を犯人の電話番号として公表した場合、善良な市民に損害を与えかねない

等の理由により、全国的に行っていません。しかし、今後も各種広報媒体を活用して市民の方が被害にあわないような情報提供に努めていきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【質疑】自転車を押して歩く場合の進行方法について

自転車に乗車せずに手で押して横断歩道を横断する場合でも矢羽根型路面標示

に従って、青色の矢印の上を進行しなくてはならないのか。

【回答】自転車に乗車せずに押して歩く場合は歩行者となりますので、矢羽根型路面標示の上を進行する必要はありません。

【意見】自転車安全利用に関する周知方法について

小学生、中学生までは、交通安全講話等を通じて自転車利用時のマナー、ルールを学ぶ機会があるが、大人になるにつれて学ぶ機会が無くなってしまう。自動車運転免許の講習時等に自転車の安全な通行方法を講習項目に入れることはできないのか。

【回答】自動車運転免許の更新時等の講習内容は定められており、現在まで自転車の安全利用に関する内容は講習内容に入っていませんが、警察としても各種関係機関と連携して自転車の安全利用促進に努めていきます。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

なし